

科目名称(Course Title)				担当教員(Instructor)	
自治体政策法務				福島 貞道	
開講学期 (Semester)	単位数 (Credits)	履修年次 (Requirement)	授業形態 (Class Type)	受講定員の有無 (Maximum Enrollment)	授業公開 (Workshop Class)
後学期	2単位	2年次	講義	無	科目等履修・聴講
授業の概要(Course Description)					
<p>政策法務という言葉が生まれて既に久しいが、その捉え方や理論については識者等によって様々な考え方や議論がある。</p> <p>この講義では、法治国家である我が国の基本的な統治制度を理解する中で、国として或いは自治体として、それぞれの立場で果たすべき住民の福祉の増進のための政策と、それを実現させるための手法としての法務の関係性を学ぶ。</p> <p>自治体経営においては、課題解決のためだけではなく、先駆的にその都市の将来を見据えた政策の企画、立案も重要であり、そのような観点から、政策及びその具現化のための条例の制定、その主旨の正しい解釈・運用の下での執行等に係る法務の実際を、実例も参考にしながら学ぶことによって、政策法務の意義及びその在り方について論じることができる基礎的知識と自治体政策法務の実践的能力の基本の習得を目指す。</p>					
授業の到達目標(Course Objectives)					
<p>政策法務の概要を理解し、国の法制度等との関わりの中で自治体政策法務に係る意義及びその在り方について論じることができる基礎的知識と、条例制定のための基礎的能力を習得する。</p>					
授業計画(Course Schedule)					
第 1 回	ガイダンス (実践の視点からの学び)				
第 2 回	基本認識 (1) 法治国家				
第 3 回	基本認識 (2) 法治制度と法治主義				
第 4 回	政策法務とは (1)				
第 5 回	政策法務とは (2)				
第 6 回	政策法務とは (3)				
第 7 回	日本の政治の仕組 (1)				
第 8 回	日本の政治の仕組 (2)				
第 9 回	自治体政策法務の重要性				
第 10 回	自治体の政策法務 (条例制定) の権原と限界				
第 11 回	実例に基づく政策法務の実際 (1)				
第 12 回	実例に基づく政策法務の実際 (2)				
第 13 回	条例制定の在り方				
第 14 回	自治体政策法務の要諦				
第 15 回	まとめ				
授業時間外学習(Supplementary Activities)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義で学んだことを、継続的にかつ反復的に復習すること。 ・ 政策は、直接、間接に私達の暮らしに関係することです。日常的に新聞等により、社会の動向を把握するようにすること。 					

